

消費者裁判手続特例法第 27 条の規定に基づく 相手方による公表に関する留意事項について

平成 27 年 11 月 11 日
消 費 者 庁

第 1 はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に公布された消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「法」という。）は、法に定める二段階の訴訟制度の実効性を確保するためには、簡易確定手続申立団体に対して授權をするために必要な情報を対象消費者に提供することが重要であることに鑑み、事業者が簡易確定手続に関する公表義務（法第 27 条）を課している。

事業者の公表義務の運用に混乱が生じることは事業者に過剰な負担を負わせることとなるだけでなく、円滑な手続の進行を害し、消費者被害の実効的な救済を困難にするおそれがある。そこで、消費者庁において、法第 27 条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項を取りまとめたので、これを公表する。

第 2 相手方による公表の在り方

1 公表の方法

法第 27 条の規定に基づく相手方による公表は、①インターネットの利用、②事業者の営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法又は③その他これらに類する方法により行う。これらの方法のうちいずれの方法を選択するかは、事業者において判断することになる。また、公表の際の文字の大きさや体裁について特段の制限はないが、対象消費者に対する情報提供の実効性を確保するという法第 27 条の趣旨からすれば、対象消費者にとって分かりやすいものが求められる。

(1) 「インターネットの利用」

例えば、消費者が容易に視認することができるよう、事業者のウェブサイトのトップページなどの見やすい箇所に全ての事項が掲載されている場合や、事業者のウェブサイトのトップページなどの見やすい箇所に簡易な説明とともに全ての事項が掲載されているページのリンクを掲載する場合は、これに該当する。

なお、簡易確定手続申立団体のウェブサイトへのリンクを掲載する方法で公表するのであれば、そのリンク元が事業者のウェブサイトの見やすい箇所にあるとともに、リンク先の情報が対象消費者に向けられた情報であることが分かりやすいように掲示されていることが必要である。

(2) 「事業者の営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法」

「公衆に見やすい」とは、消費者が容易に視認することができる状態になっていることをいう。

(3) 「その他これらに類する方法」

例えば、対象消費者が受け取ると考えられる配布物がある場合に、その配布物を置く場所に公表事項を記載した書面を置く方法などが該当する。

2 公表の内容

法第 27 条が規定する相手方が公表すべき事項は、①簡易確定手続開始決定の主文、②対象債権及び対象消費者の範囲、③簡易確定手続申立団体の名称及び住所、④届出期間及び認否期間である。

「対象債権及び対象消費者の範囲」については、公表を見た者が、自己が対象消費者であることを認識できるよう、対象債権及び対象消費者の範囲を簡易確定手続開始決定の決定書から転記した上で、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に記載するよう努める必要がある。

なお、相手方は、上記の法定の公表事項だけではなく、簡易確定手続申立団体が設けている問合せに対応する窓口の電話番号その他の連絡先や簡易確定手続申立団体のウェブサイトの URL のほか、相手方が問合せに対応する窓口を設けている場合はその電話番号その他の連絡先なども掲載することが望ましい。

3 公表すべき期間

法第 27 条が規定する相手方が公表すべき期間は、債権届出をすべき期間中である。